

ISHIZUCHI

令和5年(2023) Vol.323
共済だより 1月号
—ご家族でご覧ください—

砥部町

坂村真民記念館

開館11年目の春を迎える坂村真民記念館は、砥部町の大南地区の中心にあります。記念館前の県道が昨年、2車線に拡幅され、隣にリニューアルオープンした江戸時代から昭和にかけての民具を展示している「砥部むかしのくらし館」や「砥部焼伝統産業会館」、「酒蔵カフェ」と一体となってこのエリアを「砥部ミュージアム通り」として再出発しました。砥部焼の窯元さんも近くに多くあり、ゆっくり散策しながら砥部の文化を楽しむことができます。記念館では、2月26日(日)まで「坂村真民と家族の詩」展を開催しております。家族への想いと愛情を込めて書かれた「真民詩」の代表的な作品を展示していますので、是非お越しください。

- ### CONTENTS
- 2 年頭のごあいさつ
 - 3 **新組合会議員と役員のご紹介**
 - 4 令和3年度の医療費について／令和4年度上半期の医療費の状況
 - 5 医療費通知を活用した医療費控除申告について
 - 6 ころとからだの健康相談
 - 7 らくらく♪健康管理
 - 8 令和3年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況
 - 9 受診券又は利用券が届いたご家族(被扶養者)の方へ
 - 10 労働安全衛生業務担当者研修会を開催しました
 - 11 ライフプランセミナーを開催しました
 - 12 住所が変更となる場合は届出をお願いします！
 - 13 年金計算における養育特例制度について
 - 14 別居している被扶養者がいる組合員の皆さまへ
 - 15 貯金事業・物資供給事業からのお知らせ
 - 16 物資供給事業を利用してみませんか
 - 17 入学・修学貸付のご案内
 - 18 えひめ共済会館のコロナウイルス対策



愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

石金造

年頭のごあいさつ



理事長

武智 邦典

新年明けましておめでとございます。
組合員の皆様には、お健やかで輝かしい令和5年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本組合の事業運営について、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月2日の任期満了に伴う役員選挙において再度理事長にご推挙をいただき、引き続きその重責を担うこととなりました。今日の共済組合を取り巻く極めて厳しい情勢の中、その使命の重大さを痛感し、組合員、ご家族の皆様福祉の向上、共済組合制度の充実発展のため、新たな決意をもって諸課題に取り組み所存であります。

さて、昨年10月に、一定要件の非常勤職員約4,500人の皆様が、本組合の短期給付(医療保険)及び福祉事業の適用を受ける短期組合員等となり、本組合の組合員数は、約21,900人と2

万人を超える規模となりました。

組合員の増加は、本組合の財政及び事業に様々な影響を及ぼすことになるものと考えられますが、組合員の皆様が迅速かつ適正に共済組合制度の適用を受けられるよう、適切な事業運営に努めてまいります。

医療保険制度である短期給付事業につきましても、高齢者医療制度への納付金等が短期経理支出の4割程度を占め、また、組合員数の増加に伴い、医療費が増加傾向にあることから、厳しい財政状況にあります。引き続き、ジェネリック医薬品の利用促進や適正受診に関する周知活動を行うと共に、医療費分析等による財政健全化に努めてまいります。

また、組合員及びご家族の皆様の健康の保持増進のため、特定健康診査、人間ドック利用助成及びがん検診補助等の予防健診事業を推進し、疾病の早期発見や健診データを活用した受診勧

奨、また、IT機器を活用した保健指導による重症化予防などにさらに積極的に取り組むこととします。

マイナンバー関係につきましても、昨年10月、政府は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取り組みを進め、令和6年秋に現在の健康保険証の原則廃止を目指すことを公表しました。本組合も医療保険者として必要な事務処理等について、迅速かつ適正に対応するとともに、情報提供に努めてまいります。

一方、公的年金制度につきましても、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、在職中の年金受給の見直し及び年金受給開始時期の選択肢の拡大などが順次施行されていることから、引き続き年金保険者として、適切に対応してまいります。

本組合福祉施設「えひめ共済会館」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況が続いています。前年度、前々年度と比べ回復傾向にあります。

当会館では、感染症対策を徹底して行い、また、大・中・小の各種会議室及びWEB会議対応機器等も備えておりますので、お客さまのニーズに応じ、三密を回避した会議やお食事にご利用いただけます。安全・安心の施設として引き続き運営してまいりますので、組合員及びご家族の皆様のご利用を心からお待ちしております。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役員一同、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力を尽くしてまいりますので、一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長	武智 邦典	(伊予市)
理事	加藤 章	(東温市)
〃	石川 勝行	(新居浜市)
〃	久保 竜児	(伊予市)
〃	井関 文彦	(松山市)
〃	西尾 祥之	(宇和島市)
〃	大城 一郎	(八幡浜市)
議員	篠原 実	(四国中央市)
〃	坂本 浩	(松野町)
〃	高橋 靖	(新居浜市)
〃	喜井 辰弘	(四国中央市)
〃	酒井 英生	(砥部町)
監事	河野 忠康	(久万高原町)
〃	柿原 稔広	(西予市)
〃	原田 満範	(公認会計士)
学識経験者	玉井 信正	
事務局長	外職員 一同	

新組合会議員と
役員のご紹介

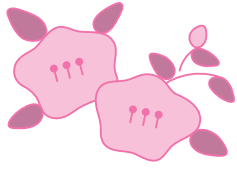
● 理事長に

武智 邦典氏選出

令和4年11月14日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月2日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第208回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さまには、令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。



市町村長側



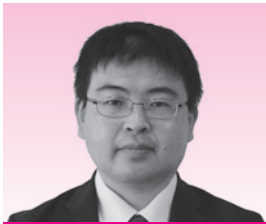
理事長

武智 邦典

(伊予市長)
第2区



職員側



理事

久保 竜児

(伊予市教育委員会事務局学校教育課)
第2区



理事

加藤 章

(東温市長)
第2区



理事

石川 勝行

(新居浜市長)
第1区



理事

井関 文彦

(松山市環境部清掃課)
第2区



理事

西尾 祥之

(宇和島市教育委員会生涯学習課)
第3区



監事

河野 忠康

(久万高原町長)
第2区



議員

篠原 実

(四国中央市長)
第1区



監事

柿原 稔広

(西予市教育部生涯学習課)
第3区



議員

高橋 靖

(新居浜市総務部管財課)
第1区



議員

大城 一郎

(八幡浜市長)
第3区



議員

坂本 浩

(松野町長)
第3区



議員

喜井 辰弘

(四国中央市水道局給水整備課)
第1区



議員

酒井 英生

(砥部町上下水道課)
第2区

全国との比較

令和3年度 医療費の3要素 (受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費

令和4年度 短期財源率・平均標準報酬月額

令和3年度の組合員医療費及び令和4年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素の市町村共済組合の中での順位について、「受診率」は15位(前年度20位)、「1件当たり日数」は33位(前年度32位)、「1日当たり金額」は36位(前年度7位)でした。

また、「組合員1人当たり金額」は、33位(前年度13位)でした。前年度より金額が高くなった組合が多いですが、本組合はほぼ横ばいであったため、順位が下がっています。

「短期財源率」は96.70%は13位(前年度15位)で、全国平均(93.74%)と比べても依然として高い状況です。短期経理財政は厳しい状況が続いていますので、限りある医療資源と財源を持続的に有効活用していくため、皆さまには、普段からの健康管理の心がけや、ジェネリック医薬品の使用などのご協力をお願いします。

■組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (令和3年度 単位:%) (1か月100人当たり受診件数)	1件当たり日数 (令和3年度 単位:日)	1日当たり金額 (令和3年度 単位:円)	1人当たり金額(年額) (令和3年度 単位:円)
1 大阪 75.10	1 福岡 1.69	1 北海道 8,869	1 奈良 134,269
2 徳島 73.91	2 大阪 1.69	2 石川 8,566	2 東京 129,531
3 佐賀 73.13	3 大分 1.66	3 鳥取 8,410	3 大阪 129,351
4 東京 72.80	4 佐賀 1.66	4 奈良 8,333	4 広島 127,472
5 三重 72.13	5 埼玉 1.64	5 島根 8,054	5 山口 127,219
6 福岡 72.11	6 千葉 1.61	6 青森 8,046	6 佐賀 125,364
7 奈良 71.45	7 和歌山 1.60	7 大分 7,959	7 徳島 125,074
8 和歌山 70.65	8 京都 1.60	8 沖縄 7,940	8 兵庫 124,622
9 香川 70.52	9 鹿児島 1.60	9 岡山 7,939	9 岩手 124,441
10 兵庫 70.31	10 長崎 1.59	10 岩手 7,901	10 熊本 124,118
15 愛媛 68.50	33 愛媛 1.52	36 愛媛 7,179	33 愛媛 114,868
38 大分 63.98	38 富山 1.51	38 香川 7,135	38 宮崎 112,488
39 高知 63.78	39 三重 1.51	39 千葉 7,075	39 沖縄 111,880
40 宮崎 63.39	40 岡山 1.50	40 和歌山 7,067	40 高知 111,121
41 青森 62.91	41 宮城 1.49	41 三重 6,962	41 岐阜 110,303
42 長野 62.47	42 秋田 1.49	42 神奈川 6,831	42 新潟 110,121
43 福井 62.04	43 福島 1.49	43 愛知 6,800	43 長野 109,747
44 富山 61.60	44 新潟 1.47	44 大阪 6,800	44 群馬 108,350
45 沖縄 61.28	45 鳥取 1.47	45 埼玉 6,739	45 富山 106,872
46 石川 59.13	46 島根 1.46	46 佐賀 6,692	46 福井 106,548
47 北海道 57.79	47 山形 1.45	47 福岡 6,683	47 愛知 102,975
平均 67.33	平均 1.57	平均 7,363	平均 118,032

■短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

短期財源率 (令和4年度 単位:%) (対標準報酬)	平均標準報酬月額 (令和4年3月末現在 単位:円)
1 宮崎 112.74	1 神奈川 425,485
2 長崎 107.50	2 東京 424,325
3 沖縄 104.88	3 大阪 416,631
4 山口 103.00	4 兵庫 414,865
5 福岡 101.02	5 静岡 403,953
6 鹿児島 101.00	6 千葉 401,362
7 熊本 98.84	7 京都 398,649
8 島根 98.50	8 山形 398,130
9 岩手 98.00	9 埼玉 395,442
9 鳥取 98.00	10 岡山 388,059
13 愛媛 96.70	
37 和歌山 90.00	38 長野 365,955
39 山形 88.80	39 北海道 365,214
40 千葉 88.00	40 新潟 364,857
41 茨城 87.20	41 岩手 363,878
42 静岡 85.50	42 福島 362,955
43 埼玉 83.60	43 沖縄 356,437
44 愛知 83.20	44 鳥取 351,454
45 富山 81.76	45 福井 349,873
46 神奈川 80.00	46 愛媛 346,054
47 東京 76.50	47 高知 341,855
平均 93.74	平均 383,899

令和4年度 上半期の医療費の状況

組合員は入院・外来・歯科の医療費の全てが増加
被扶養者は入院医療費が増加、外来・歯科の医療費が減少

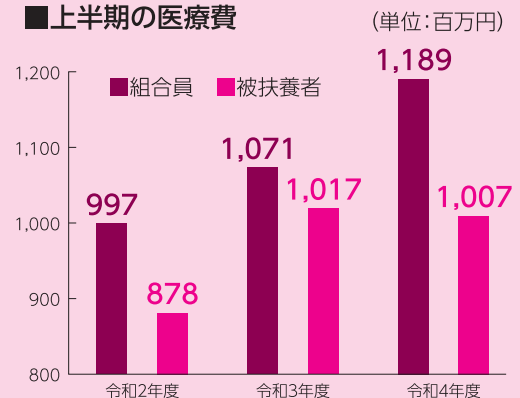
組合員

組合員は、入院、外来及び歯科の医療費の全てが前年度から増加しました。全体では前年度より1億1,819万円(11.03%)増加しています。

被扶養者

被扶養者は、入院医療費が前年度より増加しましたが、外来及び歯科の医療費は減少しました。全体では前年度より997万円(0.98%)減少しています。

■上半期の医療費



「医療費通知書」を配付します

共済組合では、医療費についての認識を深めていただくことを目的として、年2回、「医療費通知書」を配付しています。令和4年度も次のとおり所属所の共済組合事務担当課を経由して配付する予定です。

「医療費通知書」は、「受診者氏名」・「診療年月」・「受診医療機関名」のほかに、「医療費総額」、皆さまが窓口で支払われた「自己負担額(通常は医療費総額の3割)」などが記載されていますので、お手元の領収証等と照らし合わせて、確認をお願いします。

なお、本組合では、組合員とその被扶養者をまとめて通知しておりますが、個人情報の保護に関する法律では、この取扱いにあたり本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申し出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて医療費通知を送付させていただきますので、ご了承くださいませようお願いします。

第1回目(配付済)

[配付時期] 令和4年10月下旬
[対象診療月] 令和3年12月～令和4年5月診療分

第2回目

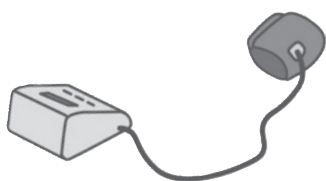
[配付予定時期] 令和5年2月中旬
[対象診療月] 令和4年6月～11月診療分

また、昨年度から医療費通知書のスケジュールを変更したことで多くの方から12月診療分の医療費通知書の発行依頼がありましたが、医療機関の請求遅れ分や柔道整復に係るものについては、3月中に発行できる医療費通知書に記載できません。記載されていないものも含めて申告する場合は、ご自身で別途領収書に基づき医療費の明細を作成していただく必要があることにご留意ください(確定申告に関する内容については、税務署にお問い合わせください。)

腎臓病には劇的に効果のある予防・改善法はなく、生活習慣全体の改善が欠かせません。寝不足や疲れが残っているなら十分な睡眠をとる、禁煙する、暴飲暴食は控える、ストレスをためないなどといったことを心がけてください。そしてその上で、より腎臓に負担をかけないために、下に挙げたような点に注意を。

血圧を定期的に測り、減塩を心がける

腎臓病と高血圧はお互いに悪影響をおよぼします。



たんぱく質をコントロール

塩だけでなく、たんぱく質もとり過ぎると腎臓に負担をかけます。とはいえ、必須アミノ酸の摂取のために必ず必要な成分でもあります。かきは良質なたんぱく質を含み、ビタミンなども豊富なのでおすすめです。



排尿を我慢しない

トイレを我慢すると腎臓への負担が増します。



尿酸値を上げるプリン体に注意

痛風は腎臓病を引き起こすため、その原因となる尿酸値を上げるプリン体を取り過ぎないように。プリン体を多く含むのは、ビール、小魚や干物、レバーなどが代表的です。



水分は十分にとる

高齢になると、のどの渇きを感じにくくなるので注意（ただし、透析を行っている場合は、水分を制限されます）。



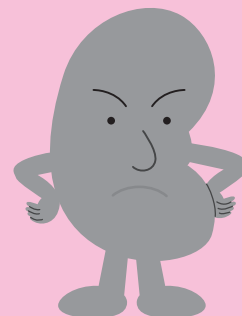
成人の8人に1人!? 慢性腎臓病 (CKD)

慢性腎臓病 (CKD) とは、腎障害や腎機能の低下が3か月以上続く状態のことです。日本では成人の8人に1人がCKDにかかっているといわれています。

CKDは初期は自覚症状がほとんどありませんが、放置しておくとうやがて腎不全や尿毒症に至り、人工透析や腎移植を受けざるを得なくなります。

また、CKDは心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす要因にもなります。CKDの危険因子である高血圧や脂質異常、高血糖などはもともと動脈硬化の危険因子ですが、さらに腎機能の低下そのものが動脈硬化を悪化させるともいわれています。

CKDを早期に発見するには、定期的に健診を受けることが重要です。判定には、血清クレアチニン値をもとに計算されるeGFR(推算糸球体ろ過量)が指標として用いられています。



心臓病や脳卒中も招く
腎臓病

血液をろ過する働きをもつ腎臓は、高血圧や糖尿病、脂質異常症など血液や血管にダメージを与える病気と関連の深い臓器です。一度低下した腎機能は元に戻りません。早期の予防・改善により腎機能を低下させないことが非常に重要です。

◆◆◆ 生活習慣病が原因の
腎臓病が増加 ◆◆◆

腎臓病の患者は年々増えています。腎臓そのものに原因がある原発性と、生活習慣病などほかの病気の影響で起こる続発性に分けられ、近年は続発性の腎臓病が急増しています。

続発性の腎臓病で、特に増加傾向なのが糖尿病腎症です。血液中にあふれ出た糖が腎臓の血管などを傷つけ、血液をろ過できなくなる症状で、人工透析などの透析療法が必要になります。また、高血圧により腎臓の細い血管に動脈硬化が起こって、腎臓が萎縮してしまう腎硬化症も多く見られます。

そのほか、新たな国民病として慢性腎臓病（CKD）が注目されています。慢性的に腎機能が低下している状態で、腎不全や心血管疾患の予備群ともいわれています。

腎臓からのSOS



- 顔色が青白い
- 体がだるい
- 皮膚がかゆい
- 体がむくむ
- 貧血気味だ

- 尿の色が赤く濁っている
- 尿の量が増えた・減った
- 夜間2回以上トイレに起きる



心あたりは
ありませんか？

腎臓病リスクチェック

あてはまる項目に を入れてください。
その数が多いほど注意が必要です。さっそく改善に取り組みましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 水分をあまりとらない | <input type="checkbox"/> ついトイレを我慢してしまう |
| <input type="checkbox"/> 夕方になると足がむくむ | <input type="checkbox"/> 太っている |
| <input type="checkbox"/> 血糖値が高め | <input type="checkbox"/> 運動はほとんどしない |
| <input type="checkbox"/> 血圧が高め | <input type="checkbox"/> いつも睡眠不足だ |
| <input type="checkbox"/> 塩からいものや濃い味付けが好き | <input type="checkbox"/> ゆっくり休むことがほとんどない |
| <input type="checkbox"/> お酒の中でもビールをよく飲む | <input type="checkbox"/> たばこを吸う |

令和3年度 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

～国への報告結果から～

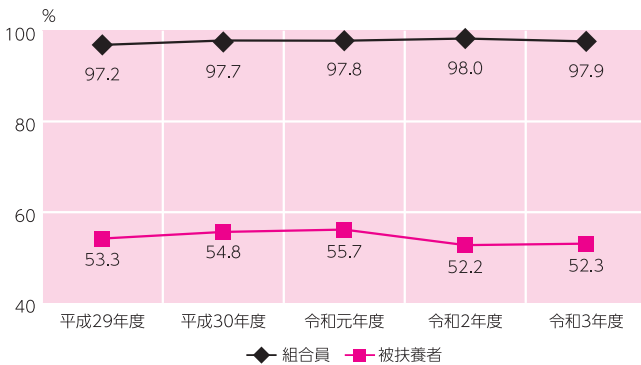
令和3年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

特定健康診査の受診率は、前年度から0.6%増の87.6%となりました。ただし、国が定めた目標値(90%)まであと2.4%引き上げる必要があります。

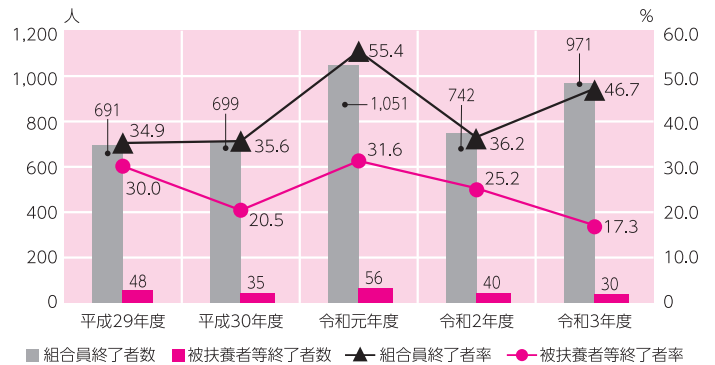
特定保健指導の終了率は、令和元年度に国の目標(45%)を上回ったものの、令和2年度はコロナ禍の影響により大きく落ち込みました。令和3年度は、組合員についてはコロナ禍前の水準に回復しつつありますが、被扶養者については令和2年度から7.9%低下しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	～	令和5年度
特定健康診査受診率	85.3%	86.3%	86.9%	87.0%	87.6%	～	90%以上
特定保健指導終了率	34.5%	34.3%	53.4%	35.4%	44.4%	～	45%以上

■ 特定健康診査受診率



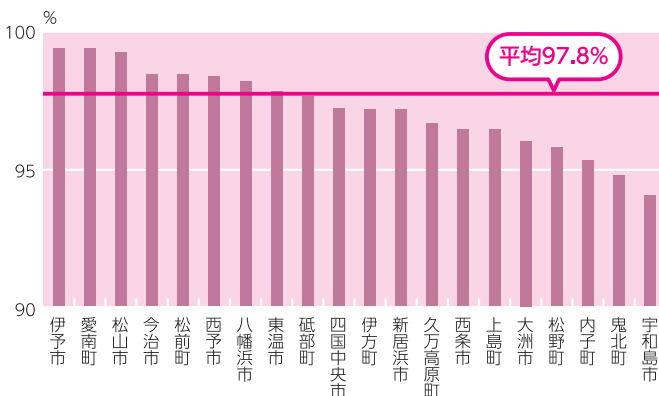
■ 特定保健指導終了者数と終了者の割合



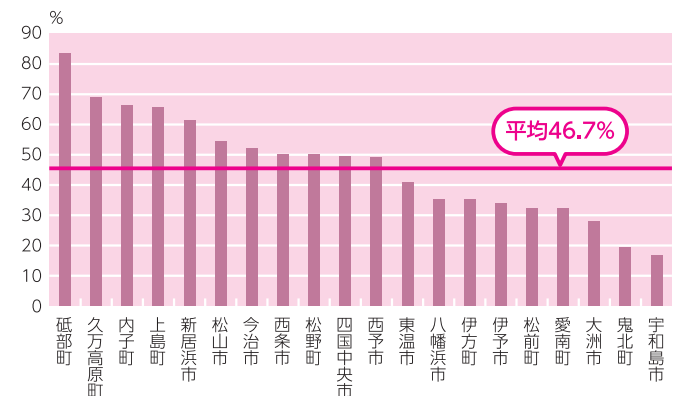
特定健康診査・特定保健指導は皆さまの疾病予防のための大切な事業です。ご自身とご家族の健康のため、毎年継続して健診等を受けることが重要です。

特に健康診断を受ける機会が少ないご家族(被扶養者)の方には、特定健康診査等の積極的なご利用をおすすめします。

■ 組合員の特定健康診査受診率(県内20市町所属所)



■ 組合員の特定保健指導終了率(県内20市町所属所)



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いたご家族(被扶養者)の方へ

最大 4,000円分

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(2,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方
(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
 - ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方
- 詳しくは、共済だより「石鎚」7月号(Vol.320)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

令和4年度 労働安全衛生業務担当者 研修会を開催しました

令和4年9月8日に労働安全衛生業務担当者研修会をWEB開催し、所属所の担当者34名が出席されました。

事務局職員より保健事業の内容等について説明を行い、続いて愛媛大学大学院抗加齢医学(新田ゼラチン)講座教授 伊賀瀬道也先生に「人生百年時代〜自分の体は自分で守る〜」と題してご講演いただきました。



愛媛大学大学院医学系研究科
抗加齢医学講座教授
いがせみちや
伊賀瀬 道也氏

【講演要旨】

日本の高齢化率は全人口の25%を超え、百寿者は8万人を突破しました。健康で自立した生活を送ることができる期間(健康寿命)を伸ばすことが重要です。厚生労働省の行った調査では、健康寿命を縮める疾患のうち、高血圧がベースにある循環器病の占める割合は21%(脳

卒中17%、心不全4%)と最も高くなっています。日本高血圧学会によると、死亡原因となった疾患の原因のうち、高血圧は喫煙に次いで高く、年間10万人が高血圧が原因の循環器病で亡くなっています。

慢性腎臓病(CKD)は高齢者・非高齢者ともに様々な疾患(死亡)のリスクとなります。CKDの原因は様々ありますが、高血圧もその一つです。

また、暴飲暴食等の悪い生活習慣は、体内でAGES(終末糖化産物)の蓄積を促進します。AGESの蓄積は、糖尿病、糖尿病性合併症(神経障害、網膜症、腎症)、骨粗しょう症、動脈硬化(血管病)、アルツハイマー病などの原因となり、蓄積が多いほど死亡率、心臓病発症率、認知機能低下率などが高くなるという調査結果もあります。

食事由来のAGESもあります。焼く・揚げる料理で揚げが増えるほどAGESは増加します。お刺身や煮る・蒸す料理はAGESを増やしません。食べる順番も大事で、野菜を先に食べると血糖値の上昇が遅くなり、AGESは増えにくいです。

体を多く動かす、禁煙、十分な睡眠、精神的ストレスをためない、朝食をとる、糖質食を控えるといった行動、生活習慣は、AGESの蓄積を抑えます。

50〜60代の男性の調査では、血管年齢(血管老化度)が高いほど10年生存率が下がっています。血管年齢は、高血圧・高血糖・高脂質で上がり、大豆・ニンニク・青魚などの摂取で下がります。

令和4年度ライフプランセミナー (50歳台のライフプラン)を開催しました (一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

令和4年10月5日に、主として50歳台の組合員を対象としたライフプランセミナーをオンライン開催しました。のべ94名の方にご参加いただきました。



家庭経済設計 ～ゆとりあるセカンドライフを 過ごすために～

明治安田ライフプランセンター株式会社
専任講師 植田 茂氏

参加者の声

- 今更ながら理解したこともあり参加してよかったです。ありがとうございました。
- 将来の人生設計を考える上で非常に参考になりました。



RIZAPオンラインセミナー ～ミドル・アクティブシニア編～

RIZAP株式会社
講師 近藤 ちひろ氏

参加者の声

- 気楽に受講できて良かったです。内容もわかりやすかったです。
- 実践しやすい家庭でできる運動を教えていただき、ありがとうございました。明日から続けたいと思います。

●対象者

- 3歳未満の子を養育している組合員の方が対象です。ただし、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。
- 男女ともに対象となります。
- 「子を被扶養者としている」などの要件はありません。
- 「育児短時間勤務・部分休業を取得している」などの要件もありません。

●適用期間

3歳未満の子の養育を開始した日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月まで

- 子が生まれたとき
- 子と養子縁組したとき
- 子と同居したとき
- 掛金免除(産休・育休)を終了したとき

※掛金免除(産休・育休)中は適用になりません。
※2年間は遡及することが可能です。



- 子が3歳に到達したとき
- 組合員資格を喪失したとき
- 他の子を養育することとなったとき
- 子の死亡又は子と別居により養育しなくなったとき
- 掛金免除(産休・育休)を開始したとき
- 組合員が70歳に到達したとき

※組合員が70歳以上の場合は、退職等年金給付においてのみ特例が適用されます。

●手続方法(短期組合員等の手続きは先は日本年金機構です。)

開始

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に必要事項をご記入の上、下記書類を添えて所属所の共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

なお、個人番号により申し出る場合は下記②の「世帯全員の住民票」を省略できますので、併せて「3歳未満の子を養育する旨の申出書(個人番号申告用)」を提出してください。

また、**組合員が世帯主の場合**は、下記②の「世帯全員の住民票」で組合員と子の身分関係等が確認できますので、下記①の「組合員及び当該子の戸籍抄本」の提出は不要です。

添付書類(提出日から90日以内に発行されたものに限る。)

- ① **組合員及び当該子の戸籍抄本**(組合員と子の身分関係及び子の生年月日の確認)
- ② **世帯全員の住民票**(組合員と子が同居していることの確認)
- ③ **子を養育することとなった年月日を証する書類**(子の生年月日と同じ場合は省略可)

終了

「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」に必要事項をご記入の上、共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

ただし、子が3歳に到達したときや組合員資格を喪失したときは、提出の必要はありません。

※標準報酬の月額が低くなっていても「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出は可能です。

※個人番号により申し出た場合であっても、情報連携により住民票関係情報の確認ができなかった場合は「世帯全員の住民票」をお願いする場合があります。

※組合員資格を取得する前に厚生年金被保険者期間がある方は、資格取得前の標準報酬月額を用いて養育特例を適用できる場合がありますので、所属所の共済組合事務担当課へご相談ください。

組合員及び被扶養者の住所が変更となる場合は届出をお願いします!

転居などにより住所が変わる場合は、共済組合事務担当課を経由して速やかに「氏名・住所・口座変更申告書」を提出してください。

進学等により、組合員と同居している被扶養者が別居する場合なども届出が必要です。「住民票」上の住所変更を行っていない場合でも、実際に居住している住所を届け出てください。

3歳未満の子を養育する組合員の皆さまへ

年金計算に
おける

養育特例制度について

短期組合員及び船員短期組合員の方は、第1号厚生年金被保険者として厚生年金に加入しているため、**手続き先は日本年金機構**になります。同様の制度が受けられますので、詳細につきましては、日本年金機構又はお勤め先の担当者にお問い合わせください。

3歳未満の子を養育している組合員は、養育開始後の標準報酬の月額が養育開始前の標準報酬の月額(以下「従前標準報酬の月額」という。)を下回るとき、**組合員からの申し出**により、年金額の計算においては従前標準報酬の月額が適用される制度(養育特例)があります。

制度内容や対象者については次のとおりです。

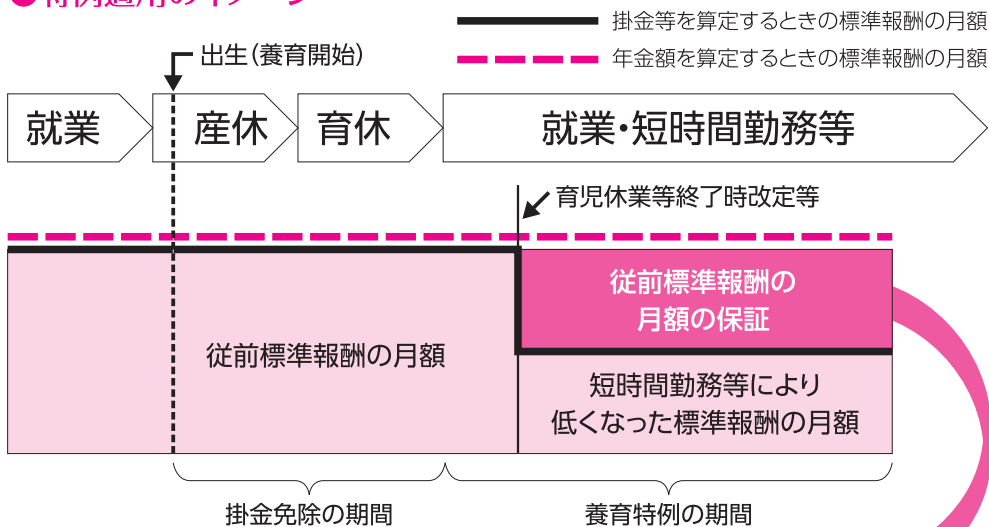
●養育特例とは

3歳未満の子を養育している組合員の方は、時間外勤務の減少や短時間勤務の開始、また引っ越しによる通勤手当の減少等で標準報酬の月額が低くなる場合があります。

この場合、保険料の算定に用いる標準報酬の月額が低くなるため、保険料の納付額が少なくなりますが、年金額の算定に用いる標準報酬の月額も低くなるため、将来受け取る年金額が少なくなってしまうます。

そのため、**組合員からの申し出**により、養育開始後の標準報酬の月額が従前標準報酬の月額を下回るとき、年金額の算定においては従前標準報酬の月額を適用するという、**将来受け取る年金額が少なくなることを避けるため**の制度です。

●特例適用のイメージ



男性も
対象です!



短時間勤務等により、養育開始後の標準報酬の月額が従前標準報酬の月額を下回るため、年金額の算定を行うときは差額が保証されます。

別居している被扶養者がいる組合員の皆さまへ

被扶養者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」とされておりますので、被扶養者の方の生活を組合員が経済的に支えていることが必要です。組合員と被扶養者が同居している場合は、生計は同一と考えられますが、別居している場合は生計が同一とは言えないため、組合員が被扶養者の生活費を主に負担していることを確認しなければなりません。

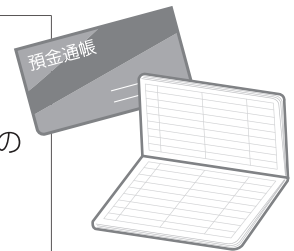
そのため、次の場合には、「仕送り額の確認書類」を次の月数分提出していただき、組合員が扶養しているという事実の確認を行います。

- 別居している被扶養者の認定申告時…直近の仕送り1か月分
- 例年7月～8月に実施している被扶養者の資格調査時…直近の仕送り6か月分
- 組合員と同居している被扶養者が別居となる時…直近の仕送り1か月分

❖ 仕送り額の確認書類とは？

「いつ(毎月)」、「誰(組合員)」から「誰(被扶養者)」に、「いくら」の送金をしたのかが客観的に確認できる書類です。例としては、次のとおりです。

- 振込人名(組合員の氏名)が記載された被扶養者名義の通帳の写
- 受取人名(被扶養者の氏名)が記載された組合員名義の通帳の写
- 振込人名(組合員の氏名)と受取人名(被扶養者の氏名)が確認できるネットバンキングの振込履歴画面など
- 振込依頼書の写



別居している被扶養者は主として組合員からの仕送りにより日常生活を営むことから、仕送りが恒常的かつ定期的に行われていることが要件となりますが、仕送りの回数や額だけではなく、被扶養者の収入状況、組合員の扶養能力など総合的に判断して認定の可否を判断します。

❖ 次のような仕送り方法は認めていません

①現金の手渡しによる仕送り

②被扶養者名義の口座に組合員が通帳(被扶養者の通帳)で入金し、被扶養者がキャッシュカードで出金する方法

①の方法は、通帳には、手渡ししている金額を引き出した履歴しか記載されておらず、その出金額が被扶養者に渡ったことが確認できません。

また、金融機関を使用した仕送りであっても、②の方法は、口座に入金したという履歴の記載しかありませんので、組合員が仕送りをしていることの確認ができません。振込人名(組合員の氏名)が被扶養者の通帳に記載される方法に変更をお願いします。

共済組合が仕送り額の確認書類の提出を求めた際に、組合員が被扶養者に対して仕送り
をしている確認ができない場合は、認定の取消しとなる場合があります。必ず
振込人名(組合員氏名)や受取人名(被扶養者氏名)が記載される方法で仕
送りを行うようにしてください。

※大学等に学生として在籍する子、勤務形態(単身赴任)により一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子については、仕送り額の確認書類は必要ありません。

このページに関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6315

貯金利率・物資立替金償還利率が引き下げられます

■ 貯金事業 (令和5年4月1日～)

■ 物資供給事業 (令和5年4月～)

現行
年利**1.0%**
(税引後0.79685%)

➔

引下げ後
年利**0.9%**
(税引後0.717165%)

現行
年利**1.9%**

➔

引下げ後
年利**1.8%**

※この償還利率の引下げは、現在、物資供給事業を利用して償還途中の方や、ご利用を検討中の方も適用となりますので、現品受領後は、速やかに物資購入票のご提出をお願いします。

本誌令和4年7月号 (Vol.320) 及び10月号 (Vol.321) でお知らせしましたとおり、貯金利率・物資立替金償還利率が引き下げられます。

貯金事業につきましては今後の安定的な事業運営を行うための引下げとなりますので、加入者の皆さまにはご理解いただきますようお願い申し上げます。

物資立替金の償還利率につきましても、貯金利率の引下げに伴い、引き下げられることとなりますので、ぜひご利用ください。

生活必需物資の購入を検討している組合員の皆さま

物資供給事業を利用してみませんか!

詳しくは、
共済組合HPを
ご覧ください。

組合員1年目でも

利用可能額最大

200万円!

償還回数をご自身で選択できます

- ・ 償還回数を選択できるため、無理のない償還が可能です。
- ・ 繰上償還も手数料不要です。

支払い忘れもありません

償還は、給料等からの控除なので、支払い忘れがありません。

貸付事業と併用できます

貸付事業(普通貸付)と併用して物品の購入が可能です。

～(お申し込み)は共済組合事務担当課(係)まで～

※償還利率は変動金利です。

■ 物資指定店 (取消・変更・追加)

区分	年月日(変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
取消	R4.10.26	愛媛トヨタ自動車(株)	空港通店	松山市高岡町377-1	(089)973-5161	自動車 (車検含む)
追加			余戸南店	松山市余戸南2丁目25-26	(089)973-6021	
変更	R4.11.4	(株)スズキ自販松山	新:スズキアリーナ天山 旧:アリーナ天山	新:松山市天山1-11-17 旧:松山市天山3-15-5	(089)932-3031	自動車
			新:スズキアリーナ大洲東 旧:大洲営業所	大洲市新谷田中乙307-1	(0893)25-3330	
新:スズキアリーナ宇和島北 旧:宇和島営業所			宇和島市高串2-518-3	(0895)23-3311		
スズキアリーナ松山北			松山市平田町100-3	(089)979-3444		
追加			スズキアリーナ松山東	松山市南高井町1681-1	(089)960-1108	
			スズキアリーナ萩生	新居浜市萩生1167-1	(0897)40-1575	

このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

お申込みはお早めに



入学貸付・修学貸付

のご案内



貸付種類	入学貸付	修学貸付
申込時期	合格通知書が届いた時点から	授業料等の払込書が届いた時点から
貸付事由	授業料・教科書代・家賃・通学定期代・入学金等、入学・修学時に要する諸費用	
限度額	●給料月額 [※] の6か月分以内 (申込みは、200万円を限度とします。)	●修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内 (申込みは、1学年につき年額180万円を限度とします。)
償還方法	●貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還(最高120回) ●申立書を提出することで修業年限を限度として元金を据え置くことができます。 (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払い。)	●修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還(最高150回) ●修業年限までは元金据置き (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払い。)
添付書類	●合格通知書の写又は入学許可書の写	●在学証明書(入学前の場合は、合格通知書の写を提出し、 入学後に在学証明書を提出してください。)
	●入学金、授業料、教科書代、家賃等が確認できる書類	
貸付利率	●年率 1.26% (※令和5年1月1日現在。貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。)	

※入学金や授業料だけでなく、教科書代や家賃などに、1万円単位でご利用いただけます。また、被扶養者でないお子さんも対象です。(統柄の確認のため、申込時に戸籍抄本が必要です。)

※毎月の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**給料月額の30%を超える場合**、又は年間の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**年収の30%を超える場合**や、**支払済みのもの**については**貸付を受けられません**。

※共済組合からの送金は、1か月程度かかる場合がありますので、**学校等から払込書が届き次第、早めの手続きをお願いします**。

ご利用金額例

利用額	償還区分	毎月のみの場合	ボーナス併用の場合
入学貸付200万円の場合	毎月償還分	17,747円	14,605円
	ボーナス償還分	—	43,815円
修学貸付180万円の場合	毎月償還分	16,762円	13,978円
	ボーナス償還分	—	41,934円

※据置き期間中は、毎月利息のみ(180万円の場合1,890円)のお支払いとなります。

～〈お申込み〉は所属所の共済組合事務担当課(係)まで～

えひめ 共済会館の コロナウイルス 対策

WITHコロナの時代
安全で安心な空間をご提供します。

1 安心してご利用いただくために

- フロント及び通用口に、顔認証型検温器を設置しています。
- フロント及びレストランに二酸化炭素濃度計測器を設置しています。
- 定期的に換気を実施しています。

2 清掃・消毒を強化

- 手指消毒用アルコールを各フロア及び共用トイレに設置しています。
- 館内の消毒・除菌を定期的に行っています。
- 各会議室に空気清浄機及び手指消毒用アルコールを設置しています。
- エレベータースイッチやドアノブなど不特定多数の方が直接触れる箇所は消毒を強化し、抗菌シールを貼付しています。

3 会議又は会食で会議室を ご利用時の対応

- Web会議に最適な備品「Web会議キット(カメラ・スピーカーフォン・テレビ)」をご用意しております。
※有料
- 飛沫感染防止のためのアクリル板を無料で貸し出します。
- 非接触型体温計を無料で貸し出します(数に限りあり)。
※大人数でのご利用の場合は、顔認証型検温器の貸し出し対応いたします。
- 少人数(4名)から完全個室をご用意します。
- 会食時、お部屋ごとに手指消毒用アルコールを設置しています。また、ウェイターは、フェイスガード及び手袋を着用します。
- 会食会場は、飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しています。

顔認証型
検温器



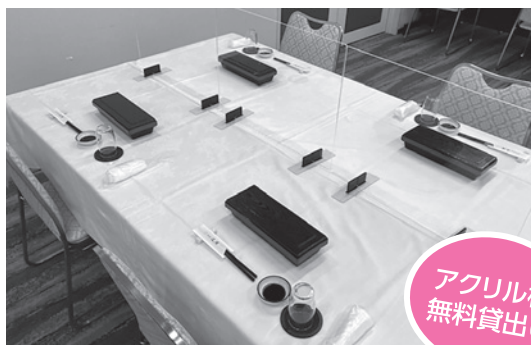
非接触型
体温計



手指消毒用
アルコール



空気清浄機



アクリル板
無料貸出し



Web会議
キット

1泊2食付 おすすめプラン 四季の伊予路プラン

冬



宿泊と夕・朝食をセットにした
お得なプランです。

1泊2食付 **4,700円** (税込)

(助成前金額7,100円)

期間: 令和4年12月1日～令和5年2月28日

※朝食はバイキング形式となります。



～お品書き～

- 前菜 **松山鶏** サラダ
- 造り 三種
(鯛・アオリイカ・鮪)
- 焼物 **ぶりの照り焼き**
- 鍋 牛肉と**冬野菜**の
みぞれ鍋
- 揚げ物 小海老と
地魚すり身揚げ
- 御飯 **ちりめん高菜**ご飯
- デザート 果物

※赤文字は県産食材を使用しています。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和4年11月末現在)

◎所属所数	43
◎組合員数	21,968人
男	10,976人
女	10,992人
◎平均標準報酬月額(短期)	309,301円
◎被扶養者数	16,305人
(含任継)	内 108人
◎任意継続組合員	214人
◎年金受給者数	19,012人